

平成 27 年 6 月 18 日

社会保障審議会障害者部会

事務局 御中

障害福祉サービスのあり方等についての論点整理案に関する意見書

就労継続支援 A 型事業所全国協議会

(略称：全 A ネット)

理事長 久保寺一男

障害者総合支援法の見直し作業へのご尽力、心より感謝申し上げます。

私たち団体は今年 2 月に設立(現在 NPO 法人申請中)、活動が始まったばかりです。しかしながら就労継続支援 A 型事業を中心とした障害者就労支援には皆、篤い思いをもって取り組んでおります。つきましては標題意見書を提出させていただき、以下の通り意見を申し上げます。

**障害者の就労支援について**

- 障害者権利条約を 2014 年 1 月に批准しました。一般就労の難しい障害者の選択肢が A 型でなく、B 型とせざるを得ない現状は、条約の趣旨に反します。したがって ヨーロッパの保護雇用的就労のような施策が必要であり、日本型の中間的就労制度の実現を望みます。現在の就労継続支援 B 型などには、少しの環境設定により労働契約での就労が可能な方も多くいらっしゃいます。当面の施策として、労働法の大幅な改正を経なくても、就労継続支援 A 型事業の制度改正で対応できる可能性があります。また A 型は労働者が増えることによる労働保険料収入増などマクロ政策的にも有利であるとも考えています。つきましては具体的詳細については今後の検討課題ですが、大枠での施策方針とすることをお願いいたします。(なお弊団体でも政策検討会を本年 7 月スタートさせます)
- 就労継続支援 B 型事業と就労支援 A 型事業の差は、労働契約があるか無いかです。広い視野で、また長期的視野で障害者就労制度を考えたとき、A 型をより推進することが世界の主流(ディーセントワークの視点)と考えます。しかし、現状は B 型が加算方式、A 型は減算方式であり、政策的に得策ではないと考えます。事業者のインセンティブを考えた時、少なくとも同程度の加算(時給だけでなく賃金総額レベル、労働保険加入率、社会保険加入率など)のご検討をお願いいたします。ひいては利用障害者の受益になるとも考えています。
- いわゆる「悪しき A 型問題」については、私たち団体も非常に危惧しております。しかしながら同様な対応施策が健全な運営をしている事業所まで及ぶことに、同時に憂いております。したがって、私たち団体も自浄作用を働かせるよう努力する所存ですが、実態調査をし、その対応をお願いいたします。(弊団体も助成金を活用し実態調査を予定しています)
- 上記対応で、短時間利用の減算が予定されています。精神障害者をはじめ、短時間利用が障害特性上、有効なケースも多くあります。サービス等利用計画や自立支援協議会等の判断による場合は、一定期間は減算対象とならないような制度をお願いいたします。
- A 型事業所にも就労移行支援を重点的に実施している事業所が多くあります。その実態は就労移行支援事業所に近い形態です。今後の実態調査結果を踏まえて就労 3 事業の見直しを考えると、重要な視点になると考えています。